

定期報告 電子申請受付開始のお知らせ

令和5年6月1日から豊田市の特定建築物等の定期報告の電子申請が可能になります。

電子申請の対象となる定期報告

建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく
建築物・建築設備・防火設備（昇降機は除きます）

電子申請の提出先

愛知県建築住宅センター 定期報告

【電子報告サイト】 <https://abhc.jp/jigyo/teiki/denshi/>

